

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

2023年6月19日 提出  
年度報告/6月1日現在の状況報告より

## 労働者派遣事業に関わる情報提供

神戸本社

事業所名称	神戸本社
事業所の所在地	神戸市中央区栄町通1丁目2-7 大同生命神戸ビル2階 031号

## 事業報告

対象期間	2021年10月1日 ~ 2022年9月30日	(事業年度: 2021年度)
① 派遣労働者の数	2人	
② 派遣先事業所の数(実数)	1件	
情報処理技術者		
③ 対象期間の労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均 ※消費税含む	48,817円	
④ 対象期間の派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	25,841円	
⑤ 対象期間のマージン率 ※ (③-④) ÷ ③ 小数点第2位以下を四捨五入	47.1%	

## ⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 受付担当 TEL: 078-331-0720

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給有無	労働者の費用負担の有無
入職時等基礎的訓練	社会人未経験の 新規採用者	弊社	off-jt	有	無
職能別訓練	業界未経験の 新規採用者	弊社	off-jt	有	無
業務スキル基礎研修	新規就業先への 入職者	弊社	off-jt	有	無
階層別訓練	初級・中級社員	弊社	off-jt	有	無
IT知識向上勉強会	全社員	弊社	off-jt	有	無

## 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定締結状況	締結している	協定書有効期限	2023年4月1日~2024年3月31日
協定対象派遣労働者の範囲	派遣先にて下記対象業務に従事する従業員		
対象業務	ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、事務用機器操作の職業		

## マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

## 派遣労働者の社会保険料

雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)

## 派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇、特別休暇に充当した費用

## 福利厚生費

健康診断、ストレスチェック、任意保険への加入、退職時に支給する退職金(中退金)の掛金  
社内親睦会、社員旅行に係わる費用、外部福利厚生サービス加入費用等

## 募集費・教育費

社員の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育訓練費、資格取得支援・褒賞制度に関わる費用

## その他経費

営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費  
事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

2023年6月19日 提出  
年度報告/6月1日現在の状況報告より

## 労働者派遣事業に関わる情報提供

東京支店

事業所名称	東京支店
事業所の所在地	東京都港区三田3丁目14-10 三田3丁目MTビル2階

## 事業報告

対象期間	2021年10月1日 ~ 2022年9月30日	(事業年度: 2021年度)
① 派遣労働者の数		13 人
② 派遣先事業所の数(実数)		5 件
情報処理技術者		
③ 対象期間の労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均 ※消費税含む		42,804 円
④ 対象期間の派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均		20,907 円
⑤ 対象期間のマージン率 ※ (③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入		51.2 %

## ⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 受付担当 TEL: 03-5439-4910

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給状況	労働者の費用負担の有無
入職時等基礎的訓練	社会人未経験の 新規採用者	弊社	off-jt	有	無
職能別訓練	業界未経験の 新規採用者	弊社	off-jt	有	無
業務スキル基礎研修	新規就業先への 入職者	弊社	off-jt	有	無
階層別訓練	初級・中級社員	弊社	off-jt	有	無
IT知識向上勉強会	全社員	弊社	off-jt	有	無

## 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定締結状況	締結している	協定書有効期限	2023年4月1日~2023年3月31日
協定対象派遣労働者の範囲	派遣先にて下記対象業務に従事する従業員		
対象業務	ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、事務用機器操作の職業		

## マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

## 派遣労働者の社会保険料

雇用主として負担する社会保険料(労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)

## 派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇、特別休暇に充当した費用

## 福利厚生費

健康診断、ストレスチェック、任意保険への加入、退職時に支給する退職金(中退金)の掛金  
社内親睦会、社員旅行に係わる費用、外部福利厚生サービス加入費用等

## 募集費・教育費

社員の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育訓練費、資格取得支援・褒賞制度に関わる費用

## その他経費

営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費  
事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費